

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準について(骨子案)

平成26年7月26日 子ども未来部

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準「骨子」(案)について

1. 児童福祉法の改正について

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされ、対象児童の明確化(小学校に就学している児童)の規定等が盛り込まれました。

2. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

- ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準(省令)を踏まえ、市が条例を制定します。(児童福祉法第34条の8の2第1項)
- ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。(児童福祉法第34条の8の2第2項)

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の 実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準の制定理由と富士見市の基本的な考え方

本条例制定に当たっては、現在の放課後児童クラブ開設については県へ届出を必要としますが、新基準制定後においては放課後児童クラブ開設について市に届出することとなります。そのため、市条例で最低基準を定めるものです。

4. 富士見市の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準(案)とその考え方

【従うべき基準】

項目	国の示す基準の内容	富士見市基準(案)
1 支援員の資格	① 児童厚生施設職員の資格基準を有し、知識・技能の習得するための研修を 受講した者であり、都道府県の研修を受講した者 (主に保育士、教員、社会福祉士等) ② 現に従事している無資格者に経過措置を設ける	⇒国の基準案どおり
2支援員数	 ① 1クラブにつき支援員2人以上を配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。 (主に保育士、教員、社会福祉士等) ② 小規模クラブの職員の員数について 職員の員数については、2人以上を原則とする。 併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。 	⇒国の基準案どおり

【参酌すべき基準】

項目	国の示す基準の内容	富士見市基準(案)
3児童の集団の 規模	・児童の集団の規模 1つの集団の規模は、おおむね40人以下とする。	⇒国の基準案どおり
4面積基準	専用区画を確保すること。 面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上	⇒国の基準案どおり
5専用区画	生活スペース並びに静養スペースを設け、安全、健康、衛生面に配慮し、必要な設備・備品を備える。	⇒国の基準案どおり
6 開所時間	平日:3時間以上休日:8時間以上	⇒国の基準案どおり
7開所日数	年間250日以上 (学校の授業日に長期休業日を加えた数)	⇒国の基準案どおり

項目	国の示す基準の内容	富士見市基準(案)
8その他の基準	・非常災害対策 ・一般的要件 ・職員の知識及び技能の向上 ・児童を平等に取り扱う原則 ・虐待等の禁止 ・衛生管理等 ・運営規程 ・事業者が備える帳簿 ・秘密保持等 ・苦情への対応 ・保護者との連絡 ・関係機関との連携 ・事故発生時の対応 ほか「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の総則に規定されている事項を踏まえる。	⇒国の基準案どおり

5. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日とする。